

基準点・水準基標 異常報告書

網走建設管理部

公共基準点担当者 宛

申請者

下記の点に異常が認められましたので報告します。

使用点番号 名称	所在地	損傷の 程度	理由	調査 年月日

(注1) 提出部数 1部 (状況写真添付のこと)

(注2) 損傷の程度は、裏面に記載している「区分」に従って記入してください

(裏面)

○ 損傷の程度を記載する場合は、下記により記載してください。

・ 基準点等の損傷の程度区分

- (1) 正 常 点の記等により柱石及び盤石が異常でないと判断されるもの。
- (2) 異 常 次の各号のいずれかに該当するもの。
 - イ) 亡 失 盤石がなくなっていることを確認したもの、又は盤石はあるが、その位置が測量成果の表示する位置と異なっていることが点の記等で明らかであるもの。
 - ロ) 不 明 盤石が発見できず、亡失していることが確認できないもの。
 - ハ) 傾 斜 盤石は正常であるが、柱石が傾斜又は横転しているため、柱石を正常な位置に修正することが必要と判断されるもの。
 - 二) 要移転 柱石及び盤石は正常であるが、現状のままでは将来における保存等の継続が見込まれず、移転が必要と判断されるもの。
 - ホ) 埋 没 柱石が地中に埋没しており、高上又は保護策が必要と判断されるもの。
 - ヘ) 露 出 柱石が地上に著しく露出しており、低下又は保護策が必要と判断されるもの。
 - ト) 柱石き損 盤石は正常であるが、柱石はき損しているため、柱石の交換又は補修が必要と判断されるもの。
 - チ) 柱石亡失 盤石は正常であるが、柱石が亡失しているため、柱石の補充が必要と判断されるもの。

・ 水準点の損傷の程度区分

- (1) 正 常 点の記等により柱石が異常でないと判断されるもの。
- (2) 異 常 次の各号のいずれかに該当するもの。
 - イ) 亡 失 柱石がなくなっていることを確認したもの、又は柱石はあるが、その位置が測量成果の表示する位置と異なっていることが点の記等で明らかであるもの。
 - ロ) 不 明 柱石が発見できず、亡失していることが確認できないもの。
 - ハ) 傾 斜 柱石が傾斜しており、これを再設置する必要があると判断されるもの。
 - 二) 球分き損 柱石上の球分がき損又は摩耗しており、補修又は柱石の再設置が必要と判断されるもの。
 - ホ) 要移転 柱石は正常であるが、現状のままでは将来における保存等の継続が見込まれず、移転が必要と判断されるもの。
 - ヘ) 埋 没 柱石が地中に埋没しており、保護策が必要と判断されるもの。
 - ト) 露 出 柱石が地上に著しく露出しており、保護策が必要と判断されるもの。
 - チ) 柱石き損 柱石の球分は正常であるが、柱石の一部がき損しているため、補修が必要と判断されるもの。